

議案第18号

工事請負契約（県道河原インター線4号橋上部工事（1工区）（補助改良））の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年9月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 工 事 名 県道河原インター線4号橋上部工事（1工区）（補助改良）
- 2 工 事 場 所 八頭郡八頭町船岡
- 3 契約の相手方 県道河原インター線4号橋上部工事（1工区）（補助改良）極東・

中一建設共同企業体

代表者 鳥取市富安二丁目69番地

極東興和株式会社鳥取営業所

所長 森 洋 司

八頭郡若桜町大字若桜1111番地5

中一建設株式会社

代表取締役 中 尾 仁

- 4 契約金額 427,245,000円

- 5 工事費の減による減額 工期内において、契約金額が適正な工事費より過大となったと認められる場合は、上記契約金額から当該過大となった額を減額するものとする。
- 6 工事完成期限 平成21年10月19日
- 7 契約締結の方法 一般競争入札